

使用禁止の適用除外

トヨタ紡織使用禁止物質を含有する原材料・副資材について、下記何れかの条件に該当する場合に限り、BSK2201における使用禁止の適用除外とする。

海外事業体で使用する場合は、所在国の法規で定める使用禁止物質の適用を受ける。

1) 取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない原材料・副資材に含有する使用禁止物質については適用除外とする。

例：電子部品等のベリリウム合金に含有するベリリウム

2) 密封された状態で取り扱われる使用禁止物質については適用除外とする。

例：水銀マンノメータに使用される水銀

3) 用途によって適用が困難な使用禁止物質は表-1に記す物質名(物質群)、用途について適用除外とする。

表-1用途による適用除外物質一覧

CASNo.(トヨタNo.)	物質名(物質群)	用途	補足事項
—	全ての物質	・試験、研究用 ・分析用試薬及び標準液、標準ガス ・法規等で許可されたもの	—
—	鉛及びその化合物	・高融点はんた ・アルミ地金	アルミ地金の鉛含有率は0.4%未満であること
—	ハロン類(消火剤)	・消火設備用ガス	設備更新時まで適用除外
—	ヒ素及びその化合物	・半導体原料	—
—	フロン類(HCFC)	・補充用冷媒	設備更新時まで適用除外
—	フロン類(HFC)	・冷媒 ・半導体製造 ・樹脂用離型剤 ・(モータ部品製造用) ・消火設備用ガス	—
—	フロン類(PFC)	・半導体製造	—
—	ベリリウム及びその化合物	・溶接用電極	—
—	六価クロム化合物	・めっき液	—
62-56-6	チオウレア	・ゴム加硫剤	—
71-43-2	ベンゼン	・ガソリン	—
84-69-5	フタル酸ジイソブチル	・設備用塗料	—
84-74-2	フタル酸ジブチル	・設備用塗料 ・自動車用補修塗料 ・接着剤	—
85-44-9	無水フタル酸	・設備用塗料 ・自動車用補修塗料 ・接着充填剤(シーラント)	—
85-68-7	ブチルベンジルフタレート	・設備用塗料	—
91-08-7	2,6-トルエンジイソシアネート	・ウレタン原料 ・設備用塗料	—
94-96-2	1,3-オクタンジオール	・ウレタン原料	—
109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	・半導体製造 ・電子部品製造 ・自動車用補修塗料	—
111-96-6	ジエチレングリコールモノメチルエーテル	・樹脂原料(電子部品)	—
117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	・自動車用塗料(インパネ) ・設備用塗料 ・接着剤	—
137-26-8	チウラム	・ゴム加硫剤	—
307-35-7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド	・泡消火薬剤 ・半導体用レジスト ・エッチング剤 ・業務用写真フィルム	泡消火薬剤は設備更新時まで適用除外
584-84-9	2,4-トルエンジイソシアネート	・ウレタン原料 ・設備用塗料	—
1319-77-3	クレゾール(unspecified isomers)	・半導体製造	—
1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	・泡消火薬剤 ・半導体用レジスト ・エッチング剤 ・業務用写真フィルム	泡消火薬剤は設備更新時まで適用除外
2551-62-4	六フッ化硫黄	・半導体製造 ・絶縁開閉装置用ガス	—
4098-71-9	イソホロンジイソシアネート	・ウレタン原料 ・設備用塗料	—

10024-97-2	亜酸化窒素	・半導体製造	—
26471-62-5	トルエンジイソシアネート(unspecified isomers)	・ウレタン原料 ・設備用塗料	—
T0151	トルエンジイソシアネート	・ウレタン原料 ・設備用塗料	—
T0812	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) 又はその塩	・泡消火薬剤 ・半導体用レジスト ・エッチング剤 ・業務用写真フィルム	泡消火薬剤は設備更新時 まで適用除外

4) 非意図的に原材料・副資材中に含有し、かつ合理的な工程で含有を回避できない場合は、表-2に示す物質名、対象原材料・副資材に該当する場合に限り、閾値未満の含有について適用除外とする。

表-2 非意図的含有による適用除外物質(含有率閾値)一覧表

CASNo.	物質名	対象原材料・副資材	含有率閾値
79-06-1	アクリルアミド	塗料	1%
106-99-0	1,3-ブタジエン	LPG(ブタンガス等)	0.5%
140-88-5	アクリル酸エチル	塗料	1%
4098-71-9	イソホロンジイソシアネート	塗料・接着剤	1%

5) 上記4) 以外で、使用禁止物質が非意図的に原材料・副資材に含有する場合は、その含有率が0.1%未満について適用除外とする

6) 使用禁止物質を含有する殺虫剤を使用する場合は、衛生害虫(ハエ, 蚊, ゴキブリ, ノミ, ダニ等)及び、不快害虫(アリ, ハチ, ムカデ, ダンゴムシ, カメムシ等)の駆除を目的とする場合のみ適用除外とする。

7) 主として一般消費者の生活の用として供される製品(家庭用洗剤, 工作用接着剤等)は適用除外とする。

8) 炭素数による適用除外

表3 炭素数による適用除外一覧表

CASNo.(トクNo.)	物質名	適用除外となる条件
61788-76-9	クロロアルカン類, クロロパラフィン類	炭素数が14以上(中鎖, 長鎖)
T0620	塩素化パラフィン(20-70%塩素化物)	炭素数が14以上(中鎖, 長鎖)